

令和8年度（令和9年4月採用）
長久手市任期付職員（弁護士）
採用候補者試験募集要項

1 試験区分・採用予定人員等

試験区分	採用予定人数	受験資格
弁護士	1人	・昭和42年4月2日以降に生まれた人 ・弁護士としての実務経験が3年以上ある人 ・弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録されている人又は現在登録されていなくても、採用日までに弁護士名簿に登録できる人

※1 日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。

※2 受験資格などについて不明な点は、事前に人事課人材育成係にお問い合わせください。

次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 任用期間（予定）

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

※任用期間は、5年を超えない範囲で更新する場合があります。

3 主な職務内容

- (1) 職員からの即時の法律相談及び相談後の継続的な対応確認
- (2) 職員の法制執務能力向上を目的とした、分野別研修の実施（例 法令、判例等の法律に係る情報の分析方法、不当要求に対する対処方法等）

- (3) 訴訟代理人(顧問弁護士)を要しない軽易事案の指定代理人
- (4) 政策条例の立案
- (5) 議案の作成
- (6) 各課等が作成した条例、規則等の法規審査
- (7) 公平委員会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の事務局
- (8) 選挙事務(公職選挙法の解釈及び開票時の疑問票の審査)
- (9) 不服申立てに対する処分庁(原課)の相談や弁明書の作成

4 試験日時等(予定)

区分	日時	合格発表
第1次試験	申込時に必要書類と合わせて論文を提出	11月10日(火)頃 (市ホームページにて合格者の受付番号及び受験番号を公表)
第2次試験	令和8年11月下旬 (詳細は、第1次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)をお送りします。)	12月初旬 (郵便にて通知)

※1 試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

※2 LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)が登録されると、申請時に登録したメールアドレスに「電子文書発行のお知らせ」が届きますので、必ずマイページから電子文書をダウンロードしてください。

5 試験方法

区分	内容
第1次試験	書類選考・論文試験 (弁護士として必要な知識及び表現力を見るため、書類選考及び論文試験を行います。) ～論文テーマ～ 「弁護士として市役所で貢献できること」
第2次試験	口述試験 (主として人物について、個別面接による試験を行います。)

※ 試験内容は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

6 第2次試験会場(予定)

(1) 試験会場 長久手市役所

(2) 住 所 長久手市岩作城の内60番地1

7 受験手続

区分	内容
提出書類	提出書類は以下のとおり ①試験申込書 ②論文試験用紙 ③司法修習終了証明書の写し ④弁護士名簿登録証明書の写し(弁護士名簿登録者のみ) 《注意事項》 ア 手書きで作成した書類を PDF にする際は、複合機やスキャナー等でスキャンして PDF にしてください(写真で撮影したものは不可)。 イ 持参または郵送で提出する場合、試験申込書は、両面印刷したものに記入してください。 ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cm)は、3か月以内に撮影したものを使用してください。 持参または郵送による申込みの場合は、試験申込書に貼ってください。 インターネットによる申込みの場合は、試験申込書の写真欄にデータで貼り付けた後、試験申込書をPDF形式に変換してください。 エ 論文試験用紙は、2枚以内(800字以内)にまとめて記載してください。 オ ボールペンで記入する際は、消えるボールペンは使用しないでください。 カ 最終合格決定後、合格者には職務経験の確認のため、在職証明書を提出していただきます。 キ 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

申込方法	[インターネットによる申込(原則)] 次のURL(長久手市電子申請システム(LoGo フォーム)) に接続し、画面の指示に従って入力してください。 https://logoform.jp/form/qbGK/1741980  《注意事項》 ア パソコンや通信回線上の障害等により、期限までに申込みが完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、期限までに余裕をもって申込みください。 イ インターネット申込みの際のファイル名は、下記の名称としてください。 試験申込書:「試験申込書(氏名)」 論文試験用紙:「論文(氏名)」 各種証明書等の写し:「～証明書(又は登録書)(氏名)」 ウ 申込時に入力したメールアドレスに、受付完了通知(メール)が送信されます。<u>受付完了通知(メール)が届かない場合は、人事課まで電話で問い合わせください。</u> ※ 原則、インターネットによる申込みをお願いしておりますが、困難な場合は、窓口又は郵送でも下記のとおり受け付けます。 その場合、各試験の通知はメールで送信させていただきます。 [持参による申込] 上記①～③の書類(弁護士名簿登録者は④をあわせて)を人事課へ、原則本人が提出してください。 [郵送による申込] 上記①～③の書類(弁護士名簿登録者は④をあわせて)を封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、人事課まで書留郵便でお送りください。 なお、書類の不備について、申込締切後でもメールや電話にて修正をお願いすることがありますが、連絡が取れなかった場合は、申込みを受理することができませんので、ご了承ください。
-------------	--

受付期間	[インターネットによる申込] 令和8年9月1日(火)午前8時30分から令和8年10月30日(金)午後5時15分まで [持参による申込] 令和8年9月1日(火)から令和8年10月30日(金)まで 受付時間 午前9時から午後4時まで (土曜日・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受け付けできません。) [郵送による申込] 令和8年9月1日(火)から令和8年10月28日(水)まで 期間内の消印有効 【送付先】 長久手市役所市長公室人事課 住所 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 電話 0561-56-0604
-------------	--

8 給与

(1) 初任給の例

役 職	給 料 月 額	給 与 年 額 (給料、地域手当及び期末手当の合計)
課長補佐級の場合	508,000 円	約890万円
課長級の場合	574,000 円	約 1,010 万円

※ 役職は、経験年数及び年齢等に応じて決定されます。

(2) その他諸手当

ア 地域手当 給料月額の8%

イ 期末手当 給料、地域手当等の1.925月分

ウ 勤勉手当 給料、地域手当等の1.775月分

エ 通勤手当 自家用車(月額最高66,400円)

公共交通機関(月額最高150,000円)

(3) 給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。

9 勤務時間、休日、休暇等

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (開庁時間は午前9時から午後4時まで)
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休 暇 等	年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、看護休暇、介護休暇、忌引休暇、 病気休暇、育児休業等

10 服務

任用期間中は、営利企業等への従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在行っている弁護士業務については、停止(又は制限)していただく必要があります。

問合せ先

長久手市役所市長公室人事課

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1

電 話 0561-56-0604 (直通)

FAX 0561-63-2100

メール jinji@nagakute.aichi.jp (人事課代表メール)